

令和6年度山梨県動物愛護デー出展要領

1 目的

令和6年度山梨県動物愛護デー実施要領に基づくイベントを実施するにあたり、一般からの出展について必要な事項を定め、本イベントを円滑に運営する。

2 日程及び場所

日程：令和6年10月27日（日）午前11時から午後2時まで

場所：笛吹みんなの広場 屋根施設（ハートフルハット）

笛吹市石和町松本1442-3

※雨天の場合は中止とする（小雨決行）。

3 会場の運営

動物愛護指導センター所長（以下「所長」という。）の指示の元に行う。

4 出展の申請

出展希望者は出展申請書に必要事項を記入し、**令和6年7月10日（水）**までに動物愛護指導センターに提出する。

提出期日までに提出申請書の提出がない場合は、出展希望がないものと判断する。

なお、出展できるブース数には限りがあるため、希望者が多数の場合は調整を行う。

5 出展の条件

出展者は、次の全てを満たすものとする。

- ① 県の動物愛護管理行政に協力的な、県内に居を構える個人又団体
- ② 出展内容は県の動物愛護の推進に寄与するもの
- ③ 自社・自団体等の物品販売等の営業行為や募金活動を行わない
- ④ 主催者へ費用負担を求めない
- ⑤ 主催者の指示に従って出展できる
- ⑥ 出展時に動物の譲渡会を行わない

6 出展可否の決定

出展の可否については、所長が出展申請書の内容を審査し、公益社団法人 山梨県獣医師会長と協議、決定の上、各申請者に通知する。

7 出展に係る費用

出展費用は無料とする。交通費、駐車場代、食糧費、物品購入費等の出展に要するその他の経費については、出展者の負担とする。

なお、主催者が提供予定のある備品（机、イス、パネル等）について各出展者から事前に申請があった場合の経費については、主催者が負担する。

8 出展の準備等

出展の準備は、動物愛護デー当日のイベント開始前までに完了すること。出展物の撤去は、動物愛護デー当日のイベント終了後から行う。

なお、変更等が生じた場合は、所長の指示に従うこと。

9 その他注意事項

- ① 物品の搬入、展示、搬出の際には、他の団体等に支障を来さないように行うこと。
- ② 廃棄物等は、各出展者の責任により持ち帰ること。
- ③ 出展者及びその関係者が会場内の施設・設備等に損害を与えた場合、賠償の責任を負うこと。
- ⑤ 出展の際、事故等が生じた場合には、直ちに所長に報告し、事故処理について主催者の指示に従うこと。
- ⑥ 出展に際し、動物を同伴する場合には、事故等の補償等のため、各出展者は自主的に各種保険への加入に努めること。
- ⑦ やむを得ない事情のある場合を除き、出展に関する打ち合わせ会等へ出席すること。
- ⑧ この要領に定める事項以外については、あらかじめ所長と協議すること。